

(仮称) 草津市道路整備プログラムの策定について

1. 策定の主旨・背景

○都市計画道路は、まちの基幹となる道路であり、その整備には長い期間と多くの事業費を必要とすることから、計画的に進める必要がある。

草津市内の都市計画道路網の整備は、令和3年度末時点の整備率が約70%に達している状況にあるが、近年の道路を取り巻く状況の変化に応じ、限られた財源の中で草津市の発展のために効果的な路線を優先的に進める必要がある。また、令和4年度において滋賀県が将来10年間の具体的な整備計画となる道路整備アクションプログラムの見直しを行うことから、草津市内で位置付けられている都市計画道路を対象として、「(仮称) 草津市道路整備プログラム」を新たに策定する。

2. 計画期間

○令和5年度から令和14年度までの10年間

3. 策定にあたっての視点

○上位計画・他部局の関連計画との整合

草津市のまちづくりの方向性を示す上位計画となる都市計画マスタープランおよび滋賀県が令和3年度に策定した県内の今後の道づくりの基本方針を示す滋賀県道路整備マスタープランと整合を図る。

○特徴・着目点等

草津市周辺の幹線道路の整備状況を反映し、主に以下の視点からの指標を整理することにより、計画期間内の未整備路線・区間の整備の優先度を示す。

- ・現況の交通混雑や交通事故の発生状況、現況道路の使われ方を分析し、将来交通量予測の結果も合わせて、路線整備により市内の交通環境を改善する効果の大きさを交通課題の視点からの指標として整理する。
- ・草津市のまちづくりの基本となる都市計画マスタープランにおける都市構造の骨格としての位置付け等をまちづくりの視点からの指標として整理する。
- ・限られた財源の中で整備効果を発揮できるよう、費用便益比を事業性の視点からの指標として加えて整理する。

4. 策定に向けた体制

- 都市計画に関する学識者、道路計画・交通管理に関する関係機関で構成する「(仮称)草津市道路整備プログラム策定懇話会」を設置し、素案等に対して助言をいただきながら策定を進める。

	人数	所属
学識者	1	・立命館大学 教授
関係機関	4	・国交省 滋賀国道事務所 ・滋賀県 南部土木事務所 ・滋賀県警 警察本部 ・滋賀県警 草津警察署

計5名

5. 市民参加の手法

- まちづくり協議会への説明
○パブリックコメントの実施

6. スケジュール

- 別添スケジュール表のとおり